

## 応募規約

この応募規約(以下「本規約」といいます。)は、いすゞ自動車株式会社(以下「いすゞ自動車」といいます。)からの委託を受けてナインシグマ・ホールディングス株式会社(以下「ナインシグマ」といいます。)が運営する以下のプログラム(以下「本プログラム」といいます。)への参加に際して、遵守していただく事項を定めています。本プログラムに応募することにより、本規約および募集要項に同意したものとみなします。本規約をご確認いただき必要事項をご記入のうえ、応募フォームよりご応募ください。

<対象となるプログラム>

プログラム名： ISUZU AI Innovation Challenge 2024

<URL> <https://www.isuzu.co.jp/innovation/>

応募期間：2024年9月1日～2024年11月30日

事業実施者：いすゞ自動車株式会社

事業受託者：ナインシグマ・ホールディングス株式会社

### 1. 定義

- (1)「応募者」とは、本プログラムに応募した法人または個人をいいます。
- (2)「提出物」とは、応募者が考案・作成し、本プログラム実施期間中に提出した一切のもの(媒体を問わず、技術詳細や文章、スケッチ、図、3Dデータ、CGデータ、写真、音声、動画、ソフトウェアおよびプロトタイピングしたハードウェアならびに本プログラムにおけるプレゼン内容を含みこれに限定されません。)をいいます。
- (3)「チームメンバー候補」とは、提出物に含まれるアイデアの実現可能性を検討し、応募者と共同してアイデアの事業化を実行する候補となる法人または個人をいいます。

### 2. 本プログラムの目的

本プログラムは、AI (Artificial Intelligence) 技術分野において技術力とアイデアをもつスタートアップ企業・大学・研究機関の研究者を対象に技術公募を行い、いすゞ自動車との協創による研究開発を実施することを含め、新規価値創出に向けた機会を提供することを目的としたものです。

### 3. アイデアの事業化について

- (1)応募者は、いすゞ自動車から事業化の申し入れがあった場合には、提出物に含まれるアイデアの事業化に必要なライセンスの付与および必要なアイデアの開示などいすゞ自動車から申し入れのあった事項について誠意をもって対応するものとします。
- (2)応募者といすゞ自動車は、提出物に含まれるアイデアの事業化を行う場合、必要な使用許諾、実施許諾、実証実験および開発に関する契約を別途締結する

ものとし、ナインシグマは当該契約等の内容について一切関与しないものとします。

(3) ナインシグマが提出物に含まれるアイデアの事業化推進のためにコンサルティングを実施する場合であっても、ナインシグマが事業化のための実証実験または開発の主体となるものではありません。

(4) いすゞ自動車およびナインシグマは、提出物に含まれるアイデアの事業化の実現について保証しません。また、各審査・選考結果の理由等に関するお問い合わせには、一切応じられません。

#### 4. 宣伝について

いすゞ自動車およびナインシグマは、提出物に含まれるアイデアの概要や本プログラムの様子(記録写真・映像)を、広告宣伝または広報活動等のために、ウェブサイト(SNSを含む。)やチラシ、パンフレット等の宣伝販促物に掲載することができるものとします。この場合、いすゞ自動車およびナインシグマは、応募者に対し、事前に掲載内容について承諾を得るものとします。

#### 5. 提出物のアイデアの取扱いについて

(1) 受領したアイデアは、本プログラム実施(広告宣伝を含む)の目的においてのみ利用します。

(2) 提出物に含まれるアイデアは、応募者の事前の承諾がない限り本プログラム実施のために必要な、いすゞ自動車、ナインシグマ、外部審査員およびチームメンバー候補(以下「いすゞ自動車およびナインシグマ等」という。)のみが利用します。

(3) 提出物に含まれるアイデアについては、以下の利用目的以外に利用することはありません

(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ① 提出物の審査・選考のため
- ② 事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ③ アイデアを統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成のため
- ④ アイデアのブラッシュアップに向けた、いすゞ自動車およびナインシグマ等からの支援情報提供のため
- ⑤ 本プログラムの宣伝・広告のため

(4) 応募者は、提出物及び関連するアイデアについて、いすゞ自動車およびナインシグマ等において前項各号の目的で扱われることを理解し、秘密保持契約を締結することなく、いすゞ自動車およびナインシグマ等に提出可能なアイデアのみを提出することを保証します。

(5) 権利化されていない未公知のアイデアの開示をいすゞ自動車およびナインシグマ等が受ける際には、複数の応募者から類似または同等の内容を含むアイデアを

受取る可能性があるだけでなく、いすゞ自動車およびナインシグマ等内でもアイデアの内容と類似または同等の研究が進められている可能性があります。したがって、いすゞ自動車およびナインシグマ等は応募者から受取るアイデアに未公知のアイデアが含まれていた場合、いすゞ自動車またはナインシグマは、その内容にかかわるオリジナリティーの帰属や知的財産権の保護について責任を負いません。応募者は、以下の選択をしてください。

- ① 応募する前に、未公知と考えられるアイデアについて論文投稿等による公知化を行うか、あるいは特許を出願する。
- ② アイデアに記述する内容を限定し、未公知のアイデアを含めない範囲で記述する。
- ③ アイデアに未公知のアイデアが含まれている可能性がある場合でも、いすゞ自動車およびナインシグマ等に対してオリジナリティーの帰属確認や知的財産権の保護を求めない。

本プログラムの趣旨を勘案すれば、①の方法が最も望ましいと考えられます。

(6)提出物は返却いたしません。

## 6.個人情報の取扱いについて

(1)本プログラムへの応募に関連して取得された個人情報は、いすゞ自動車が管理するものとします。いすゞ自動車の個人情報の取扱いについて、個人情報の取り扱いの原則、安全管理措置、利用者等からの個人情報の利用停止や開示等の請求方法等については、「プライバシーポリシー」(<https://www.isuzu.co.jp/privacy.html>)に定めておりますのでご確認ください。

(2)いすゞ自動車は、本プログラムへの応募に関連して取得された個人情報を、以下の目的に利用します。

- ① 応募者の確認および提出物の審査・選考のため
- ② 事務連絡および資料送付のため
- ③ アイデアのブラッシュアップに向けた、いすゞ自動車およびナインシグマ等からの支援情報提供のため
- ④ 将来のいすゞ自動車とのパートナーシップの提案のため

## 7.規則・指示等の遵守について

(1)応募者は、本プログラムへの応募にあたっては本規約を遵守するとともに、本プログラム中は、いすゞ自動車およびナインシグマが適宜行う指示等に従うものとします。

(2)いすゞ自動車またはナインシグマは、応募者が指示等に従わない場合や他の応募者に迷惑を及ぼす行為をする場合等、本プログラムの運営に支障が生じると判

断したときには、当該応募者に対し、本プログラムへの参加を差し止めることができます。なお、これにより応募者等に損害や不利益等が生じた場合であっても、いすゞ自動車およびナインシグマは何らの責任を負わないものとします。

(3) 応募者は、本プログラムへの応募にあたって提供したアイデアについて第三者の権利を侵害するものではないことを保証するものとします。

(4) いすゞ自動車およびナインシグマは、名目の如何を問わず、応募者または応募者が本プログラムへ応募または参加した結果、応募者または応募者に生じた損害や不利益等について、何らの責任を負わないものとします。

## 8. 応募者による本プログラムの公開について

「応募者は、本プログラムの実施に関する事実についてのみ、本プログラムの広告宣伝のためにウェブサイト（SNSを含む）、チラシやパンフレット等の宣伝販促物に掲載することができます。ただし、掲載を行うウェブサイトやチラシ等は、いすゞ自動車およびナインシグマ等および他の応募者の利益を損なわない適切な内容と形式であることを条件とします。提出物の具体的内容およびいすゞ自動車およびナインシグマ等から提供される応募者への支援情報を含むその他事項については、いすゞ自動車の承諾なく公開することはできません。

## 9. 責任

(1) いすゞ自動車またはナインシグマは、応募者が本プログラムへの応募に伴って被った損害について、いすゞ自動車またはナインシグマの故意または重過失によるものである場合に限り、賠償責任を負います。ただし、いすゞ自動車またはナインシグマの賠償責任は直接かつ通常に生じる損害に限定され、弁護士費用を除きます。なお、いすゞ自動車またはナインシグマは本項に定める以外の責任を負わないものとします。

(2) 応募者が本プログラムへの応募に伴っていすゞ自動車またはナインシグマに損害を与えた場合、応募者はその損害を賠償するものとします。また、応募者が本規約に違反したことにより第三者との間で生じたクレーム・紛争については、応募者と当該第三者との間で処理・解決するものとし、いすゞ自動車およびナインシグマに対し、一切迷惑をかけず、補償等の請求を行わないこととします。

## 10. 誠実協議

本規約の解釈に関する疑義が生じた場合は、いすゞ自動車、ナインシグマおよび応募者の間で誠意をもって協議し解決するものとします。

## 11. 準拠法、管轄

本規約は、日本法を準拠法とし、応募者といすゞ自動車またはナインシグマとの間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上  
2024年8月28日制定・施行